

グリーストラップの洗浄前と洗浄後



洗浄前



洗浄後

※ グリーストラップを設置していても機能を十分に発揮しなければ、悪質下水の処理が不完全となります。

グリーストラップを有効に活用するためには、日常の維持管理が大切です。

○グリーストラップの管理責任者を定めて、**管理責任体制を確立**する。

○**運転日報**を作成し、日常の点検や整備を行い、適切な処理が行われるよう心がける。

※ 排水管理を行うには、職場教育により**従業員の意識向上を図り、事業場が一体となって取り組む**ことが必要です。

◆ 公共下水道へ放流する基準を、下水道法および那覇市下水道条例によって以下（主なもの）のように定めています。

検査項目	内容	基準値
PH	水素イオン濃度 PH7を中性として、酸性かアルカリ性かを判断する指数	5を超え9未満
BOD	生物化学的酸素要求量 水中の汚濁物質（主に有機物）が、微生物によって分解される酸素の量	600 mg/リットル未満
SS	・浮遊物質量 水中に存在する固形粒子の量 ・水の濁りの度合いを判定し水質汚濁の指標として用いる	600 mg/リットル未満
ノルマルヘキサン	ノルマルヘキサン（主に油脂分）の含有量	30 mg/リットル以下 （動植物油脂類含有量）

○除害施設等（グリーストラップ）関連規制法

- ・那覇市下水道条例 27 条・28 条（除害施設の設置等）
- ・那覇市下水道条例 29 条（除害施設の設置等の届出）
- ・下水道法 12 条・12 条の 11（除害施設の設置等）

那覇市上下水道局
料金サービス課 排水設備係
Tel 098-941-7810 FAX 098-941-7820